

「住民自治によるまちづくりの推進について」の答申について

1 経緯

平成17年11月

市長から「住民自治のあり方について」諮問

平成18年2月～11月

各地域審議会の委員等からなる「住民自治推進検討委員会」が設置され、8回に及ぶ協議を経て、「住民自治によるまちづくりの推進に関する提言」がまとめられる

平成19年1月

6地域審議会連名で「住民自治によるまちづくりの推進に関する提言」を市長へ答申

2 提言内容（抜粋）

第4章 住民自治を目指す仕組みづくり

第2章で述べた、コミュニティの現状と課題に対応するためには、より広い範囲での住民自治組織を作っていくかなければならないことから、次の要点を示していきます。

1 仕組みづくり

（1）新たな住民自治組織の構成

地域の中で知らないもの同士が結びつききっかけとして、PTA、子ども会、妊産婦教室等、子どもを通じて知り合う機会が多く見られます。

したがって、新たな住民自治組織は、子どもたちを通じての連帶がもっともスムーズであることから、小学校区を基礎単位とします。

実際、身近な問題である、交通安全運動や青少年健全育成等の施策については、小学校区を中心にして連携も進められています。

ただし、新たな住民自治組織の構成は、異なった地域の環境特性や歴史、文化等の実情も考慮しながら、我々、地域住民自らも判断していかなければなりません。

八代市においては、次のような組織構成も考えられます。

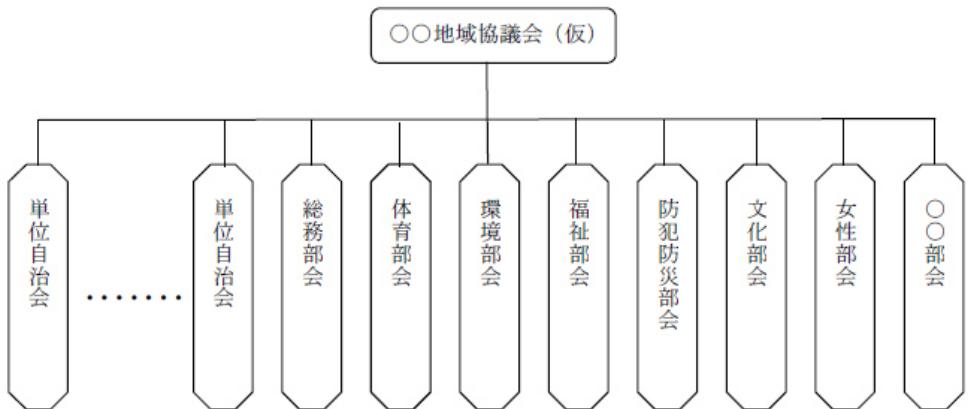
- ・旧小学校区による単位
- ・いくつかの小学校区を束ねた単位

（2）組織の形態例

新たな住民自治組織は、様々な形態があると考えられますが、代表的なものとして、「部会型」と「並列型」の2つを示します。

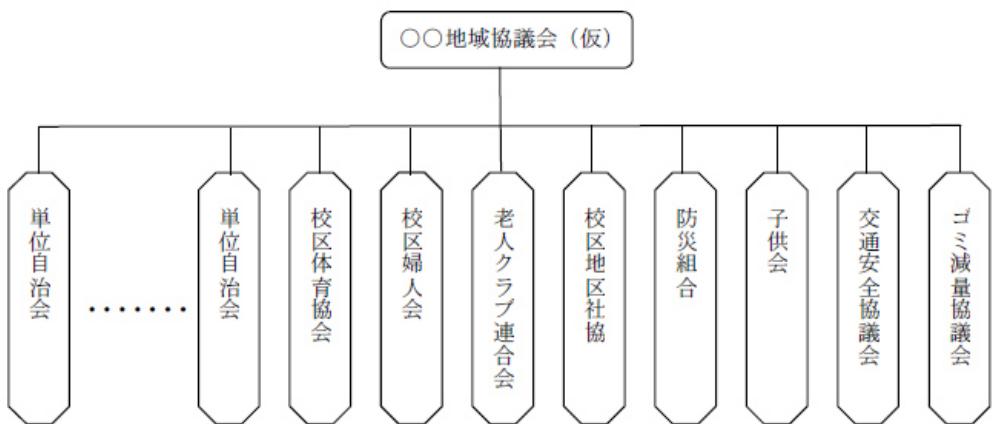
■部会型：地域活動ごとに部会を組織

地域に必要な業務に対応するため「部会」を設置することによって、様々な事柄に柔軟に対応できます。



■並列型：各種地域活動団体等を束ねた組織

地域で現在活動している団体の自主性を活かすことができます。



それぞれの自治会では、多種多様な活動を行っています。

新たな住民自治組織は、自治会との役割分担を明確にしながらも、広域的な観点から組織の形態を考えていかなければなりません。

（3）拠点施設づくり

地域で公益活動を行うためには、新たな住民自治組織が、いつでも自由に使用できる身近な活動の場が必要となります。そのため、新たな住民自治組織が自主的に活動できる施設を確保していかなければなりません。

八代市には住民の生涯学習や健康増進等に寄与することを目的として、概ね小学校区単位に公民館等施設があります。この公民館等施設における学習拠点機能を高めつつも、地域住民による主体的な活動の活性化を図るために、地域住民が使用しやすいような施設への移行が必要です。

地域のまちづくりを進めていくために、その活動基盤を強化していかなければなりません。そのためには、新たな住民自治組織が主体となって、これらの拠点施設を管理運営していくことが必要です。

なお、地域によっては、公民館等施設に限定することなく、商店街の空き店舗や学校の空き教室、さらに各種公共施設なども対象として考える必要があります。